

令和3年第3回安城市議会定例会

議案書

(令和3年9月1日提出分)

目 次

議案番号	件名	頁
認定第1号	令和2年度安城市一般会計歳入歳出決算について	別冊
認定第2号	令和2年度安城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認定第3号	令和2年度安城市土地取得特別会計歳入歳出決算について	別冊
認定第4号	令和2年度安城市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認定第5号	令和2年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認定第6号	令和2年度安城市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認定第7号	令和2年度安城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について	別冊
認定第8号	令和2年度安城市特別定額給付金給付事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認定第9号	令和2年度安城市水道事業会計決算について	別冊
認定第10号	令和2年度安城市下水道事業会計決算について	別冊
第55号議案	安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第56号議案	安城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	3
第57号議案	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について	5

第 5 8 号 議 案	安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について	7
第 5 9 号 議 案	安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
第 6 0 号 議 案	令和 3 年度安城市一般会計補正予算（第 4 号）について	別冊
第 6 1 号 議 案	工事請負契約の締結について（総合福祉センター改修主体工事）【説明書参照】	1 3
第 6 2 号 議 案	工事請負契約の締結について（総合福祉センター改修空調工事）【説明書参照】	1 5
第 6 3 号 議 案	損害賠償の額の決定及び和解について	1 7
第 6 4 号 議 案	令和 2 年度安城市水道事業剰余金の処分について	1 9
報告第 1 3 号	専決処分について（業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	2 1
報告第 1 4 号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	2 3
報告第 1 5 号	継続費の精算について（一般会計）	2 5

第 5 5 号議案

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 9 月 1 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年安城市
条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 0 号」を「第 1 9 条第 1 1 号」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律の改正に伴い、必要があるため。

第56号議案

安城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年9月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市個人情報保護条例の一部を改正する条例

安城市個人情報保護条例（平成12年安城市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第33条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、デジタル庁設置法の制定及び総務省設置法の改正並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、必要があるため。

第57号議案

安城市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年9月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人リネーブル・若者セーフティネットの項中「安城市今池町3丁目5-2」を「安城市住吉町荒曾根1番地245」に改め、同表NPO法人高齢者支援よりそいの会の項中「NPO法人高齢者支援よりそいの会」を「NPO法人よりそいの会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の変更に伴い、必要があるため。

第58号議案

安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定 について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年9月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市に認定こども園を設置する。

2 認定こども園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(入園資格)

第3条 認定こども園に入園することのできる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者を除く。以下同じ。）に該当する教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）とする。

(保育料の額)

第4条 保育料の額は、一月につき、法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

(保育料の納付)

第5条 保護者は、毎月末日（12月にあっては26日とし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。）までにその月分の保育料（認定こども園が当該保育料に関し法定代理受領（安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第31号）第2条第22号に規定する法定代理受領をいう。）を受ける場合にあっては、当該法定代理受領に係る額を保育料から控除した額とする。次条において同じ。）を納付しなければならない。

（保育料の減免）

第6条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育料を減免することができる。

- （1）保護者の病気、災害等により保育料の納付が困難であると認められるとき。
- （2）その他特別な理由があると認められるとき。

（規則への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、認定こども園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第2条 認定こども園を供用するために必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においてもすることができる。

（保育料の額に関する経過措置）

第3条 法附則第9条第1項の適用がある間における法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料の額は、第4条の規定にかかわらず、一月につき法附則第9条第1項第1号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号ロに掲げる額の合計額とする。

（保育所在籍児童に関する経過措置）

第4条 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる保育所に在籍している児童であって、施行日において法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであるものは、施行日においてそれぞれ同表

の右欄に掲げる認定こども園に入園したものとみなす。ただし、当該児童の保護者が同欄に掲げる認定こども園への入園を希望しない場合は、この限りでない。

城ヶ入保育園	城ヶ入こども園
東部保育園	東部こども園
高棚保育園	高棚こども園
えのき保育園	えのきこども園
三ツ川保育園	三ツ川こども園

(安城市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 安城市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和62年安城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1城ヶ入保育園の項から高棚保育園の項まで、えのき保育園の項及び三ツ川保育園の項を削る。

(安城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第6条 安城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年安城市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市立学校」を「安城市立学校（市が設置する小学校及び中学校並びに幼保連携型認定こども園をいう。）」に改める。

第2条中「安城市教育委員会（以下「教育委員会」という）を「実施機関（小学校及び中学校の学校医等に関しては教育委員会を、幼保連携型認定こども園の学校医等に関しては市長をいう。以下同じ）」に改める。

第4条中「教育委員会」を「実施機関」に改める。

第5条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「教育委員会規則で」を「実施機関が別に」に改める。

別表（第2条関係）

名称	位置
城ヶ入こども園	安城市城ヶ入町丸根3番地
東部こども園	安城市大岡町源覚45番地
高棚こども園	安城市高棚町郷181番地
えのきこども園	安城市榎前町北榎5番地1
三ツ川こども園	安城市寺領町願明85番地

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市立幼保連携型認定こども園を新設する上で必要があるため。

第59号議案

安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年9月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市図書館の設置及び管理に関する条例（昭和60年安城市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 平日 施設使用料ディスカッションルーム1の項から編集・録音スタジオの項までを次のように改める。

ディスカッション ルーム1	370円	380円	530円	1,270円
ディスカッション ルーム2	370円	380円	530円	1,270円
スタジオ	900円	940円	1,290円	3,100円

別表第1 土曜日、日曜日及び祝日 施設使用料ディスカッションルーム1の項から編集・録音スタジオの項までを次のように改める。

ディスカッション ルーム1	370円	250円	350円	960円
ディスカッション ルーム2	370円	250円	350円	960円
スタジオ	900円	630円	860円	2,370円

別表第2に次のように加える。

映像編集設備	1回につき780円
--------	-----------

備考

- 1 映像編集設備の使用料は、別表第1の利用時間の区分（午前、午後又は夜間を各1回とし、全日を3回とする。）により徴収する。
- 2 映像編集設備の利用に際し、午前又は午後の利用時間の区分を超える1時間（30分以上を1時間とみなす。）について、許可を受けて引き続き利用する場合の延長使用料は、当該区分に応じて定める額の1時間に相当する額とする。
- 3 映像編集設備の利用に際し、午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては平日は午後4時から午後5時までの間、土曜日、日曜日及び祝日（別表第1備考第1項に規定する祝日をいう。）は午後3時から午後4時までの間の利用については、前項の延長使用料は徴収しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 映像編集設備の利用に必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市図書館の情報機器の更新に伴い、必要があるため。

第61号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年9月1日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 契約の目的 総合福祉センター改修主体工事
- 2 工事の場所 安城市赤松町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造4階建
 - (2) 内容
 - ア 内部改修 昇降機 トイレ 遊戯室 多目的ホール 事務室 児童活動室 教養娯楽室ほか
 - イ 外部改修 屋上防水 外壁ほか
 - ウ キャノピー改修
 - エ 外構改修
 - オ 屋外トイレ改修
 - カ 自転車置場改修
- 4 契約金額 金225,500,000円
- 5 契約の相手方 安城市三河安城南町1丁目11番地10
植村産業株式会社
代表取締役 植村 真一
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第62号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年9月1日提出

安城市長 神 谷 学

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 総合福祉センター改修空調工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市赤松町地内 |
| 3 契約工事の概要 | 空調機器設備 空調配管設備 換気機器設備 ダクト設備 |
| 4 契約金額 | 金140,800,000円 |
| 5 契約の相手方 | 安城市今本町8丁目9番地12
三神設備株式会社
代表取締役 神 谷 順 二 |
| 6 契約の方法 | 総合評価方式による条件付一般競争入札 |

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第63号議案

損害賠償の額の決定及び和解について

業務に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

令和3年9月1日提出

安城市長 神谷 学

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 損害賠償額 | 金609,671円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日 | 令和3年5月16日 |
| (2) 発生場所 | 安城市三河安城本町地内 |
| (3) 経過 | 水道水の配水圧力に生じた異常を解消するため、北部浄水場及び中部配水場からの配水量を変更する操作を行ったところ、一部の配水管で逆流が発生し、これにより配水管の内面からさび等が剥離した結果、上記地内の相手方飲食店舗において使用する水道水が濁ったもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 食材の汚損 水道水を使用できなかったことによる営業損失 |
| 4 過失割合 | 安城市100パーセント 相手方0パーセント |

－提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、必要があるため。

第64号議案

令和2年度安城市水道事業剰余金の処分について

令和2年度安城市水道事業未処分利益剰余金1,151,196,253円のうち、440,405,137円を組入資本金に組み入れ、56,457,701円を減債積立金に、100,000,000円を建設改良積立金に積み立て、剰余を繰り越すものとする。

令和3年9月1日提出

安城市長 神谷 学

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、必要があるため。

報告第13号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

安城市長 神谷 学

業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

業務に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 損害賠償額 | 金 3, 3 0 0 円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和 3 年 6 月 8 日 午後 3 時 3 0 分頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市和泉町地内 |
| (3) 経 過 | 上記地内の安城市役所明祥支所において、職員が相手方の印章を預かり印鑑登録の事務を行っていたところ、当該印章を破損したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 印面の損傷 |
| 4 過失割合 | 安城市 1 0 0 パーセント 相手方 0 パーセント |

令和 3 年 7 月 1 日 専決

安城市長 神 谷 学

報告第14号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

安城市長 神谷 学

施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 損害賠償額 | 金 35,330 円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和3年5月22日 午後4時20分頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市堀内町地内 |
| (3) 経 過 | 上記地内の市道において、歩道部分の側溝に設置されたグレーチング蓋の上を相手方が徒歩で通行した際、側溝の本体が既に破損していたことにより当該グレーチング蓋が落ち込み、相手方が転倒したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 左手及び両膝の負傷 |
| 4 過失割合 | 安城市100パーセント 相手方0パーセント |

令和3年7月19日専決

安城市長 神 谷 学

報告第15号

継続費の精算について

令和2年度安城市の一般会計の継続費については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、別表令和2年度安城市継続費精算報告書のとおり報告する。

令和3年9月1日提出

安城市長 神谷 学

別表

令和2年度 安城市

款	項	事業名	年度	全体計画					支出済額
				年割額	左の財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		
50 教育費	30 保健体育費	スポーツセンター改修事業	令和元年度	円 417,120,000	円 13,466,000	円 200,000,000	円 100,000,000	円 103,654,000	円 170,640,000
			令和2年度	625,680,000	0	260,000,000	100,000,000	265,680,000	872,160,000
			計	1,042,800,000	13,466,000	460,000,000	200,000,000	369,334,000	1,042,800,000
50 教育費	30 保健体育費	北部学校給食施設整備事業	令和元年度	1,219,200,000	130,000,000	847,000,000	0	242,200,000	826,368,600
			令和2年度	1,297,763,000	299,660,000	797,000,000	0	201,103,000	1,690,594,200
			計	2,516,963,000	429,660,000	1,644,000,000	0	443,303,000	2,516,962,800

継続費精算報告書

実 績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	100,000,000	70,640,000	246,480,000	13,466,000	200,000,000	0	33,014,000
0	440,000,000	100,000,000	332,160,000	△ 246,480,000	0	△ 180,000,000	0	△ 66,480,000
0	440,000,000	200,000,000	402,800,000	0	13,466,000	20,000,000	0	△ 33,466,000
204,390,000	400,000,000	0	221,978,600	392,831,400	△ 74,390,000	447,000,000	0	20,221,400
299,660,000	1,091,000,000	0	299,934,200	△ 392,831,200	0	△ 294,000,000	0	△ 98,831,200
504,050,000	1,491,000,000	0	521,912,800	200	△ 74,390,000	153,000,000	0	△ 78,609,800